

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第60号	
事故等名	漁船幸栄丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年11月26日03時10分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市美津島町 対馬鼠島灯台から真方位301° 1,030m付近 (北緯34° 19.4'、東経129° 17.5')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月5、8日門司・地方事故調査官が船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 漁船登録番号 船舶所有者	漁船 幸栄丸 6.1トン NS2-15651 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	推進器の曲損及び船尾船底外板の破孔等	
事故等の経過	本船は、2人が乗り組み、マグロはえ縄漁の目的で、船首0.5m、船尾1.0mの喫水で、高浜漁港を発し、対馬西方の漁場に向かった。 船長は、単独で手動操舵にあたり、レーダーを作動させて、大船瀬戸及び竹敷錨地を通過後、漏斗口を約13knの半速力で西行中、前方に白色灯1個を表示した漂泊船を認め、同船を避けるため右転したが、平成20年11月26日03時10分ごろ、浅所に乗り揚げ、擦過した。 天候は晴れ、風向及び風力は北北西及び2、潮高は低潮時で約0.5m、また新月にあたり、陸岸には灯火がなかった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与      なし 乗組員等の関与        あり 船体・機関等の関与    なし 判明した事項の解析    本船が漏斗口を通行中、陸岸に灯火がない状況で、レーダー等による船位の確認を十分に行わなかったため、浅所に寄り過ぎたことに気付かなかった可能性があると考えられる。	
原因	本事故は、本船がレーダー等による船位の確認を十分に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	